

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**令和2年9月2日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**國民年金関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000037 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000013 号

## 第1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 2 月まで

昭和 57 年 3 月に A 社を退職し、同年 4 月に専門学校に入学するので、厚生年金保険から国民年金に変わるために、国民年金の加入手続を B 市役所で行った。同市役所から納付書が送られてきたので、請求期間に係る国民年金保険料を毎月、同市役所で納付していた。しかしながら、請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 57 年 4 月に B 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を毎月、納付書により同市役所で納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）「\*」は、当該手帳記号番号に係る国民年金の資格取得処理日（平成 2 年 6 月 13 日）及び当該手帳記号番号前後の被保険者に係る国民年金の資格取得処理日から、B 市において平成 2 年 6 月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、昭和 57 年 4 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、請求者は、当該加入手続が行われる前は国民年金に加入しておらず、制度上、請求期間は、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、前述の国民年金の加入手続に伴い、請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に合わせて、請求期間に係る国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日が追加処理されたことが記録されていることから、請求期間は、それまで国民年金の未加入期間であったものが、当該追加処理の結果、国民年金保険料の未納期間となったものであり、請求者の加入手続が行われた平成 2 年 6 月の時点では、既に時効により保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求期間においてB市で払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件確認調査を行ったが、請求者に「\*」とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、3か月単位で納付したことはない旨陳述しているが、B市から提出された請求期間当時の広報誌によると、当時の現年度分の国民年金保険料の納付周期は3か月単位であることから、請求者が毎月納付していたとする主張は、当時の同市における国民年金保険料納付の取扱いと相違している。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。